

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
22	就学援助関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

能代市教育委員会は、就学援助関連事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

評価実施機関名

能代市長・能代市教育委員会

公表日

令和7年8月19日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	就学援助関係事務
②事務の概要	学校教育法(第19条)及び能代市就学援助支給要綱に基づき、経済的理由によって、就学が困難と認められる児童・生徒の保護者に対して経済的な援助を行う。
③システムの名称	就学援助システム、EUCシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
就学援助認定資料	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項及び別表40の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第23条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(以下「主務省令」という。)第2条 【情報提供の根拠】 主務省令第2条の表のうち、第3欄(情報提供者)に「市町村教育委員会」が、第4欄(利用特定個人情報)に「学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情報」が含まれる項(42、125、161の項) 【情報照会の根拠】 なし(就学援助関係事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会を行わない。)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	教育委員会事務局 教育部 学校教育課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	能代市 企画部 地域情報課 情報化推進係 016-8501 秋田県能代市上町1番3号 電話番号 0185-89-2146
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	能代市 企画部 地域情報課 情報化推進係 016-8501 秋田県能代市上町1番3号 電話番号 0185-89-2146
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人未満(任意実施)]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [○]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [○]接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

[illegible]

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無	実施する	実施しない	事後	
平成28年9月30日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<情報照会> 番号法第19条第7号別表第二の38項 <情報提供> 番号法第19条第7号別表第二の26項、87項	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 【情報提供の根拠】 第三欄(情報提供者)が「都道府県教育委員会又は市町村教育委員会」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(26 87の項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第19条、第44条 【情報照会の根拠】 第一欄(情報照会者)が「都道府県教育委員会又は市町村教育委員会」の項のうち、第二欄(事務)に「学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(38の項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第24条	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月1日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 【情報提供の根拠】 第三欄(情報提供者)が「都道府県教育委員会又は市町村教育委員会」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(26 87の項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第19条、第44条 【情報照会の根拠】 第一欄(情報照会者)が「都道府県教育委員会又は市町村教育委員会」の項のうち、第二欄(事務)に「学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(38の項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第24条	—	事後	
令和7年1月30日	3. 個人番号の利用	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一の27の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表第一省令第23条	・番号法第9条第1項及び別表40の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第23条	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月30日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	実施しない —	実施する ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(以下「主務省令」という。)第2条 【情報提供の根拠】 ・主務省令第2条の表のうち、第3欄(情報提供者)に「市町村教育委員会」が、第4欄(利用特定個人情報)に「学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情報」が含まれる項(42、125、161の項) 【情報照会の根拠】 なし(就学援助関係事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会を行わない。)	事後	
令和7年1月30日	6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[○]接続しない(提供)	[]接続しない(提供) 十分である	事後	
令和7年1月30日	8. 人手を介在させる作業	(新規)	十分である 特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、書類は施錠可能な保管場所への保管を徹底するなど、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。	事後	
令和7年1月30日	9. 監査	[]内部監査	[○]内部監査	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月30日	11. 最も優先度が高いと考えられる対策	(新規)	9) 従業者に対する教育・啓発 十分である 能代市特定個人情報保護管理規程に基づき、下記の対策を講じていることから、従業者に対する教育・啓発は「十分に行っている」と考えられる。 ・毎年度、特定個人情報を取り扱う職員を事務取扱担当者として指定し、報告すること。 ・各課等の長を情報保護管理者として事務取扱担当者の適切な監督を行うこと。 ・研修計画を策定し、情報保護管理者や事務取扱担当者等に対して研修を行うこと。 また、受講確認を行い、全ての対象職員が受講するための措置を講じていること。 ・庁内で漏えい等の事案が発生した場合、再発防止の周知等を行うこと。	事後	
令和7年4月1日	8. 人手を介在させる作業判断の根拠	特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、書類は施錠可能な保管場所への保管を徹底するなど、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。	特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、書類は施錠可能な保管場所への保管を徹底するなど、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。 上述に加えて、移行作業時におけるリスクに対する措置としては、以下を講じている。 ・システム開発の責任者及び作業者が使用するIDは市側で管理し、アクセス権限を設定することで、作業範囲を超えた操作ができないよう制御するとともに、開発完了後は開発用IDを削除する。 ・移行作業に用いる電磁的記録媒体に格納したファイルについては、暗号化を施すとともに、情報が保存される必要がなくなった時点で速やかに記録した情報を消去又は返還させる。	事前	
令和7年8月19日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	
令和7年8月19日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年1月13日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	就学援助システム	就学援助システム、EUCシステム	事前	